

# 高齢者虐待防止に関する指針

—みんなで防ごう、高齢者虐待—

(制定年月日：2022年 9月12日)

社会福祉法人 手稲ロータス会

手稲ロータス指定居宅介護支援事業所

# 目 次

1	高齢者虐待防止に関する基本的考え方	1
2	高齢者虐待の種類	1
3	虐待防止に向けた体制（虐待防止委員会の設置）	2
4	管理者及び介護支援専門員の責務	3
5	虐待の早期発見のための対応	3
6	虐待を発見した場合の通報等	3
7	虐待の防止のための職員研修	3
8	成年後見制度の利用支援	4
9	虐待等に係る苦情解決の徹底	4
10	利用者等に対する当該指針の説明・閲覧	4
11	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	4

# 高齢者虐待防止に関する指針

－みんなで防ごう、高齢者虐待－

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

- (1) 2006(平成18)年4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)第1条第1項において、その目的が規定されている。

### 【高齢者虐待防止法】

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- (2) 高齢者虐待防止法第2条第1項において、「高齢者」とは65歳以上の者としている。また、同条第3項において、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従業者等による高齢者虐待に分けて定義している。
- ※ 「養護者」…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの
  - ※ 「養介護施設従業者等」…養介護施設及び養介護事業の従事者
- (3) 「いつも笑顔で生活したい！」誰もが日常生活でこうありたいと願っていることである。人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むことであり、そうした思いに応えるためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要である。
- (4) 高齢者虐待は、利用者一人ひとりの基本的人権を侵害するだけでなく、利用者等の心身に深い傷を負わせ、場合によっては、生命に関わることや、健康、生活が損われることにもつながるものであり、いかなる理由があろうと絶対にあってはならないものである。
- (5) 手稲ロータス指定居宅介護支援事業所(以下、「当事業所」という。)では、利用者の尊厳を第一に考えて尊重し、介護支援専門員一人ひとりが虐待による身体的、精神的な損害を理解するとともに、虐待防止に向けた意識を強く持ち、虐待につながらない在宅生活の実現に努めていくことにより、利用者が安全に、安心して日常生活を営むことができるよう努める。

## 2 高齢者虐待の種類

(1) 養護者による高齢者虐待の種類は、高齢者虐待防止法の第2条第4項に規定され、次のいずれかに該当する行為をいう。この指針でいう高齢者虐待とは、当事業所において、養護者が利用者に対して不適切な取扱いをすることをいう。

- 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。

- 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

- 経済的虐待

養護者又は利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益得ること。

## 3 虐待防止に向けた体制（虐待・事故防止委員会の設置）

(1) 当事業所内での高齢者虐待の発生及びその再発を防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族等に最善の対応を提供することを目的として、虐待防止に係る管理体制を事業所全体で取り組むため、虐待・事故防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、当事業所の介護支援専門員で構成する。なお、委員長は互選により選出する。

(3) 委員会は、毎年度2回定期的に開催し、虐待防止策等の検討を行う。また、虐待発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(4) 委員会の役割は、次のとおりとする。

ア 事業所内における虐待防止対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 虐待予防のための具体策の検討

エ 虐待予防策実施状況の把握と評価

オ 高齢者虐待発生時の措置（対応・報告（通報））

カ 研修・教育計画の策定及び実施

(5) 高齢者虐待防止推進のための担当者は、委員会の委員長とする。

## 4 管理者及び介護支援専門員の責務

(1) 管理者は、苦情処理の体制を整備するとともに、介護支援専門員に対する高齢者虐待に

関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責任を負う。

- (2) 介護支援専門員は、日頃から、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村、地域包括支援センターに通報する。利用者の生命や財産等に危険が及ぶと判断した場合には、警察や消防署に連絡する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、介護支援専門員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見した場合においても、速やかに管理者に報告する責務を有する。

## 5 虐待の早期発見のための対応

- (1) 日々における利用者の生活状況や身体状況等、様々な面でのモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するように努めるとともに、兆候が現れた利用者等に関しては、速やかに事業所内において現状や経過等の把握に努める。
- (2) 管理者は、情報を集約するとともに分析し、虐待の有無を検証する。なお、虐待の可能性があると判断した場合は、委員会の委員長（以下、「委員長」という。）に対し報告する。
- (3) 委員長は、臨時委員会の開催の可否を決定するとともに、委員会を開催する場合にあっては、報告された案件の内容を適切に審査し、虐待であると判断した場合は再発防止策を検討するものとする。

## 6 虐待を発見した場合の通報等

- (1) 職員は、高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合、又は、当該利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村、地域包括支援センター等に通報しなければならない。【通報義務】（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）
- (2) (1)の通報をすることは、守秘義務の違反にはならない。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

## 7 虐待の防止のための職員研修

- (1) 当事業所の介護支援専門員に対し、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。また虐待につながる不適切ケアの研修や事例検討によって、介護支援専門員自らが意識を高め、実践につなげることをする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 研修は、新規採用者に対する研修のほか、定期研修を年2回開催する。

## 8 成年後見制度の利用支援

精神上的障害により、判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々の権利擁護を図るために制定された成年後見制度を、利用者及び家族等が円滑に利用することができるよう、関係機関等と連携するなどして必要な支援に努める。

## 9 虐待等に係る苦情解決の徹底

高齢者虐待を防止するため、当事業所では、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限努力するものである。

## 10 利用者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、契約時に説明するとともに、利用者及びその家族等からの要望に応じ、いつでも閲覧することができる。

## 11 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

7 に定める研修会のほか、各関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関する理解を深め、常に研鑽を図る。

附 則

この指針は、2022年 9月12日から施行する。